

令和3年度第5回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議)書面会議 意見及び事務局回答

議題(1) 川越市公立保育所のあり方(案)について

No.	議題への意見・アドバイス	担当課	回答
1	「川越市公立保育所のあり方(案)」について、削減をすることを目的とした内容であるとの意見について、心配する声に対して丁寧に説明を行うことは重要であることに同意する。ぜひ対応結果の共有をお願いしたい。	こども政策課	今後につきましては、公立保育所のあり方に基づき、丁寧な説明を行い、整備・運営等を行ってまいりたいと考えております。また、取組状況については、分科会の中でご紹介させていただきたいと考えております。
2	意見公募で公立保育所削減を心配する声が多かった点は、公立保育所の削減を前提として策定されたように思われたことと、この計画が25年間を見据えた中での公立保育所の整備という考え方であるのに、あたかも即実施するかのように思われたことにあると考えられる。今後、この点を丁寧に説明していきながら取り組むことが必要と思われる。	こども政策課	今後につきましては、公立保育所のあり方に基づき、丁寧な説明を行い、整備・運営等を行ってまいりたいと考えております。また、取組状況については、分科会の中でもご紹介させていただきたいと考えております。
3	パブリックコメントの回答は、全くその通りの結果だと思う。 自分も、今年度からの公募委員だが、初めて聞いた時と同じ、「公立保育園を削減をイメージさせる文章」なのだという事である。 どうしても、中立な立場で文章を作るのは難しいかと思う。ただ、「何かあったら削減をしていく方向」が、川越市におけるこども政策でのイメージなのか、川越市全体のイメージなのか、国としてのイメージなのかは分からないが、川越市に住んでいて、声を上げることに慣れていて、川越市のこども政策に対して意識のある市民が、「公立保育園を『減らすかどうか』の有無の意見を集めている」という声が多かったという事実は、受け止める必要がある。 丁寧な説明と共に、さらに理解してもらおう伝え方での、周知していく取り組みを、審議会で議論していく必要がある。	こども政策課	今後につきましては、公立保育所のあり方に基づき、丁寧な説明を行い、整備・運営等を行ってまいりたいと考えております。また、取組状況については、分科会の中でご紹介させていただきたいと考えております。
4	今年度会議に参加させていただき、公立保育園を取り巻く状況を知ることができ、また、委員皆さまのご意見を伺い、大変勉強になった。保育園に係る人件費や建物の老朽化、子どもの減少などは分かる。ただ、今後きめ細やかな保育が必要な子どもは増えていくように思われる。子どもが少なくなっても職員数、園数は維持し、高い質の保育を提供していただきたいと思いますと改めてお願いしたい。	こども政策課	配慮が必要な子どもや将来の保育につきましては、今後の就学前児童数や保育ニーズを考慮した上で、必要となる職員数や園数について維持することで、質の高い保育が提供されるよう努めてまいります。

No.	議題への意見・アドバイス	担当課	回答
5	市民の方々・市の考え方を拝見し、市民の方々の意見で多い意見として、公立保育園の縮小に危惧されていることは理解するが、これまでの市側の政策により、待機児童の減少が図られたことは非常に良かったと思われる。これからは、私立保育園の中で差があるという問題を無くすような方策で進んでいくことを望む。	こども政策課	公立保育所の役割を果たしていく中で、公立と民間の運営主体に関わらず、どの地域においても高い水準の保育が提供されるよう、保育の質の確保を図ってまいりたいと考えております。
6	川越市の未来のためにも、川越市が主体となった少子化対策を検討、協議、実行していただきたい。その延長線上に、公立保育所のあり方が、存続へと結びつくことにつながっていくと思う。少子化がこのまま続くことを前提とした議論になっているが、それを解消すべく、次の一手を大いに期待している。	こども政策課	少子化については、国を挙げて対策すべき喫緊の課題であると考えており、その中で、本市としては、川越市総合計画や子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てしやすい環境整備、就労支援等を通じて、少子化対策の推進を図ってまいりたいと考えております。
7	地域を細分化することで、地域の実情に応じた対応をしやすくなるという方針、また、5年ごとに見直し検討するとの方針について、賛同する。子育ての不安に細やかに対応していただきたいと考える。	こども政策課	今後は、公立保育所のあり方に基づき、地区ごとの実情に応じたきめ細やかな検討を行ってまいります。また、公立保育所の役割として、地域における子育て支援拠点としての役割を位置づけ、保護者への子育て支援につきましても取り組んでまいります。
8	あり方(原案)の各論部分については、これまで会議で議論してきた成果であり、変更しないというのはもったもなことである。ただし、市民のご意見は、その大半が公立園減園を憂い、危惧するものばかりである。市の議題(1)説明資料3段落目では、「公立保育所のあり方」が公立保育所の削減を前提として策定するものではない」というくだりがあるが、この説明には異議がある。もともと、本件あり方を議論するにあたって、 ・待機児童が大幅減 1桁台 ・公立保育所施設が老朽化して建て直すのに多額を要するという2大柱があって、市の予算にも限界があるとか、費用対効果を度外視できないという話が出てきたのである。そうした中で、公立保育所の受入定員を減らしてながら多額の建て直し費用をかけて公立保育の体制を整えよなどという方向性になかなかなりようがない。確かに会議は自由討論であったが議題提案の趣旨・背景からして、公立保育所の削減を前提とした議論であったことを払拭できない。ここは、潔く「議題提案の趣旨・背景からして、公立保育所減園を想定した議論であったこと」を認めたいので、それでも専門分科会で重ね重ね議論した結果であるとする方が清々としてよい。つまり、あり方(原案)の総論では、「待機児童数の減少、公立保育所施設の老朽化という問題に直面し、公立保育所の減園を含めた検討を行い」と率直に書くべきであると考えている。	こども政策課	分科会にご意見を伺うためお諮りした当初の段階では、就学前児童数や待機児童数の減少と老朽化などを契機として検討を開始したところであり、就学前児童数が減少する状況において、公立保育所の園数の減少が想定される中で、議論が開始されたという経緯がございます。その上で、分科会の議論では、公立保育所を無くすのではなく、役割に基づき維持していく視点で議論が進められ、そのような方向性に沿って分科会としてあり方の取りまとめをいただいたものと承知しております。こうしたことから、これまでの議論の経過等も踏まえ、公立保育所のあり方につきましては、公立保育所の削減を前提にして策定するものではないとさせていただいたところでございます。

No.	議題への意見・アドバイス	担当課	回答
9	<p>1年間の審議を経てまとめられたものであるが、確かに随所に審議の結果が反映されてはいるものの、結論は当初とほとんど変更がないように思われる。「公立保育所の数を減らすことが目的ではない」「公立保育所の今後の方向性を定めるもの」というのは十分にわかるのだが、効果としては同様なものと思わざるを得ない。</p> <p>公募手続きの意見にも多数あるように、公立保育園の果たしてきた役割の大きさに鑑みると、なかなかこれを民間の事業者で置き換えることは困難に思われる。ヒアリングでも事業者の皆が異口同音に「公立だからできる」ことを強調しておられたと思う。</p> <p>これを民間に対して支援しながら保育の質を上げていくというのはもちろんやっていくべき方向だが、支援拠点として公立園が減少するのは昨今の状況(要支援者が増えるのではないかという)に鑑みると得策ではないように思う。</p> <p>今後25年くらいを目途にということであるので、「削減ありき」ではなく、本市における行政の役割という観点から十分に慎重な検討を望むものである。</p>	こども政策課	<p>公立保育所につきましては、セーフティネットとして保育の受け皿となる役割を果たすという考え方にに基づき、必要数の維持を図ってまいります。</p> <p>今後の公立保育所の整備・運営等につきましては、各地区の保育需要や施設の状態等を考慮しながら、総合的に検討を行ってまいります。</p>
10	<p>パブリックコメントでは、20園ある公立保育所を減らさないでほしいとの意見が多くあった。市の回答は、公立・民間にかかわらず、どの地域においても高い水準の保育が提供されるよう保育の質を確保していくというものと、少子化が進行し、保育需要が減少した場合に想定される園数を示したもので、維持する園数は就学前児童数などを考慮し適宜見直しをしていくということだった。</p> <p>その地域における児童数が減少し、民間保育所の入所数が定員を大幅に割っている状況が続き、公立保育園の需要が高い場合に、民間保育所の経営安定のために公立保育園を真っ先に閉園させるということがないようにしていただきたい。</p> <p>市の回答は、単に2045年に20園ある公立保育所を半減させるための計画ではなく、あくまでも保育の需要と供給のバランスを考慮した上で判断される内容と理解される。つまり、需要がある限り公立保育園は減らさないと理解して良いと捉えることができるが、その考え方で良いのか確認したい。</p> <p>また、公立保育所の定員数が大幅に減っていても、民間保育施設が地域にない場合は、子育て家庭の利便性を考慮して公立保育所を残すこともあると思うがどうか。</p>	こども政策課	<p>公立保育所のあり方につきましては、公立保育所の役割を果たすため、各地区に一定数の園を維持しようとする考え方でございます。</p> <p>今後の公立保育所の整備・運営等につきましては、民間保育所の運営が維持されつつ、市全体で適切な量の保育体制が維持されるよう、各地区の保育需要や施設の状態等を考慮しながら、総合的に検討を行ってまいります。</p>
11	委員の熱心な議論によってまとめられたものですので、是非とも市政に生かしてください。	こども政策課	<p>今後につきましては、分科会でご審議いただき、取りまとめていただきました公立保育所のあり方に基づきまして、整備・運営等を行ってまいりたいと考えております。</p>

議題(2) その他(子ども家庭総合支援拠点について)

No.	議題への意見・アドバイス	担当課	回答
1	<p>子ども家庭総合支援拠点は機能の設置であり、ほとんどの業務が既に適切に行われているものと推察する。そのうえで、この機会に体制が充実・強化され、市民の福祉向上に資することを期待する。</p>	<p>こども家庭課</p>	<p>子ども家庭総合支援拠点の設置により、心理担当支援員が配置され、新たな専門性が追加される予定です。その他職員における研修受講等を通じて、業務の質の向上を図り、市民の福祉向上に努めたいと考えております。</p>
2	<p>資料において気になること、情報等を何点かお伝えしたい。            ①資料2-1について、「虐待リスクの程度」を記載しているが、児童虐待の危険度に応じて、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点と児童相談所が「役割分担する」というイメージで捉えられと推察されるが、リスクの低い虐待事例は市、しかも、よりリスクが低い事例を母子保健領域が、そうでないものを拠点が、児童相談所は「重度・生命のリスク有」であるかのような捉え方につながりかねない。一見正しいように見えますが、法令に照らして正確ではなく、臨床上の判断の誤りを引き起こすとともに、機関間の不毛な押しつけ合いを生じさせる。さらには、実態とも反する。            虐待リスクの程度の判断は簡単ではなく、急激に変化する例が多数認められる。主に母子保健が丁寧に関わっている乳幼児の事例が「軽度」に見なされ母子保健の負担が高まっている例がある反面、当事者に相談意志や「困り感」の表明が無い場合には、母子保健での支援が打ち切れ、アウトリーチの部分は「児童福祉が負う」となっている例がある。同じように、一時保護や施設入所、強制力を必要とする事例は児相で対応するが、その他の支援は市町村で対応するという説明の下での「役割分担」が言われ、当事者(当事者:子、家族)が間に落ちてしまう「役割分断」が生じている。            本来は、それぞれによって適切に調査がなされ、子どもと家族のニーズが的確に把握され、これに応じて支援が効果的に展開されることが重要である。支援は、それぞれの機関の機能や強みに応じて提供されるものだと思うので、これらはしばしば重なり合うものであり、異なる場合でも「のりしろ」が存在するはずである。児童虐待という「深刻なニーズ」を「幾つも」抱えている事例では、複数の機関が、重層的な支援を同時に展開しなければ対応できないものだと考える。このようなことを考えれば、左側の両矢印の中の記載は改めるべきで、両極にある低・高を現状のまま残すのは不適切であると考え。このため、両矢印の中の記載を「ニーズ、各機関の機能等により役割分担・協働」としてはどうか。</p>	<p>こども家庭課</p>	<p>資料2-1の図については、厚生労働省が示したイメージ図を元に作成したものでございます。実際の運用においては、虐待のリスク判断のみで役割分担を行うことはございませんが、誤解を招きかねないのご指摘であることから、矢印の中を次の通り修正し、国のイメージ図とご指摘いただいた部分の双方を反映させたものにいたします。</p> <p>(修正前)「虐待のリスクの程度」</p> <p>(修正後)「リスクの程度(ニーズ、各機関の機能等により役割分担・協働)」</p>

No.	議題への意見・アドバイス	担当課	回答
3	<p>②前項と同じ図の中央にある記載「関係機関が情報を共有し、連携して虐待対応を行うために設置」という記載は、明らかに誤りであると考ええる。</p> <p>確かに、この協議会の前身となった国庫補助事業「児童虐待防止ネットワーク会議」まで遡れば、このような説明は誤りではないが、この図は歴史的経緯の説明ではなく、「現行の仕組み」を前提とした「拠点の設置案」を示したもの(タイトル参照)であるので、現行法(児童福祉法第25条の2)に基づくものに改める必要がある。「関係機関が連携して児童虐待などに対応し、要保護児童や要支援児童等への適切な支援を図るために設置」としてはいかか。</p>	こども家庭課	<p>ご指摘いただいた通り、現行法に基づくものに訂正いたします。</p> <p>(修正前)「関係機関が情報を共有し、連携して虐待対応を行うために設置。」</p> <p>(修正後)「関係機関等が連携して児童虐待などに対応し、要保護児童や要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために設置。」</p>
4	<p>③拠点のこれからのあり方や子育て世代包括支援センターとの合体、両者を統合した新たな機関の設置構想に関しては、厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会で継続して検討されて来ている。現在検討されている複数の事項の内、子ども家庭福祉のソーシャルワークを担うものの資格に関することについては2月10日に開催される会議で検討される予定であるが、他は、すでに取りまとめの内容が決定し、公表されている。一部の内容は、現在開会中の通常国会に法案として提出される可能性が高いと思われるので参照していただきたい。</p> <p>参照：<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126712.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126712.html</a></p>	こども家庭課	<p>現在、国では「こども家庭庁」の設置について議論されており、それにより児童福祉行政の変化等の可能性があることから、子ども家庭総合支援拠点の運営開始後も、引き続き国の動向に注視してまいります。</p>
5	<p>④拠点職員の育成、力量の向上について</p> <p>前項の専門委員会の委員を務めてきたこと、今年度の厚労省から「みずほリサーチ&amp;テクノロジーズ」に委託されている研究事業に携わって来たこと、現場職員で構成する現在の所属のゼミ生の取組などにも続き、以下の意見を申し上げたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模型では実施例は少ないようだが、中規模型以上では、ソーシャルワークを担う者においては児童相談所との間での人事交流(2年間程度)を積極的に行う例があり、人材育成や両者の連携協働を高める上で有効なようだ。</li> <li>・生活保護、障害者福祉、高齢者福祉、母子保健等での相談支援業務の経験が子ども家庭福祉の支援業務に生きるように思われる。市の福祉専門職の職員構成からすれば、人事のローテーションに積極的に考慮されることを期待する。</li> <li>・市町村における心理職の役割や業務のあり方は、児童相談所のそれとは必ずしも一致しない。都内各区市町村に置かれている「子ども家庭支援センター」には心理職が置かれているが、担当する業務のあり方は多様であるようだ。川越市でも、人数が少ないことから、担当業務については模索が続くと思われ、力量の向上をどうするかが課題として意識されていると思う。教育部局の同職や他の自治体等との交流や外部で行われる研修等に積極的に参加させることが必要だと考える。</li> </ul>	こども家庭課	<p>人事交流や人事のローテーションについては、今後の拠点運営の参考とさせていただきます。</p> <p>心理職を含めた職員の研修受講については、効果的かつ計画的に実施し、人材育成に努めてまいります。</p>

No.	議題への意見・アドバイス	担当課	回答
6	<p>県所轄の児童相談所ではなく、より身近な市の支援拠点ということで、市民から大いに期待される制度になると思われる。支援の充実を図るには、もしかしたら、市庁舎内では手狭かもしれないが、あまり不便な所に拠点があると横の連携がうまくとれなかったり、場合によっては危険の回避に支障が生じたりするのではないかと懸念される。人的・物的設備の設営には、当然のことながら、格別のご配慮を要望する。</p>	こども家庭課	<p>子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、児童相談所は各々の役割に応じた支援を実施できることから、十分な共通理解や円滑な情報共有を図り、市民に対応してまいります。支援拠点はこども家庭課内に設置する予定ですが、人的・物的設備については、必要に応じて要望してまいりたいと考えております。</p>
7	<p>コロナ禍で児童虐待が増加しているという現状から、子ども家庭総合支援拠点の整備により、現在ある体制の「機能の強化」を図るという点は期待できる。私立幼稚園協会や保育園、NPO団体なども含めて関係機関との連携強化を望む。</p>	こども家庭課	<p>子ども家庭総合支援拠点と関係機関との連携強化については、川越市要保護児童対策地域協議会を活用し、連絡調整を緊密に実施してまいります。</p>
8	<p>子ども家庭総合支援拠点について早急に進めていただくようお願い。そのためにも若い方々の支援員を要請・育成していく今後の採用を計画的に行っていただきたい。政策・施策をよろしく願いたい。</p>	こども家庭課	<p>研修等により職員の人材育成に努めるとともに、職員の増員については必要に応じて要望してまいりたいと考えております。</p>
9	<p>妊産婦と関わる仕事をしており、妊娠中から養育能力を不安に感じる家庭が一定数あることは分かる。子どもたちを、赤ちゃんを、妊婦さんを安全に見守るために新しい”拠点”が始動することは必要なのでしょう。ただ、そのような家庭を支援し、子どもを守るために、今までのこども家庭課と同様の職員数で対応できるのか疑問である。倍以上の職員が必要なのではないか。特定妊婦の支援も”拠点”が請け負うことになると、仕事量がかかり増えると思う。必要な所に人数を振り分けていただきたくよろしく願いたい。</p>	こども家庭課	<p>子どもや妊産婦に対する支援を円滑かつ効率的に実施していくため、関係機関との連携の確保に努めてまいります。職員の増員については必要に応じて要望してまいりたいと考えております。</p>

No.	議題への意見・アドバイス	担当課	回答
10	<p>幼児教育無償化に伴い、市内在住の満3歳児からの幼児に関しては、幼稚園、認定こども園、保育園に通園している実態を保育課で把握することができる。</p> <p>通園していない子に関しては、家庭以外の人間が関わる機会、きっかけがない。まずは、数字として、どの程度の割合、人数で存在しているのか。また、家庭以外の人間が関わる機会がない幼児は第三者から発見することが難しいと思うので生活環境などを個別に調査していく必要性を感じる。</p> <p>その過程で、子ども家庭総合支援拠点への参加を促し、関わりを持つてつなげ、ネグレクト含む虐待などを未然に防ぐことにつながれば良いと思う。</p> <p>同時に、保育園、認定こども園、幼稚園でネグレクトを含む虐待と思われる外傷などを施設関係者等が察した際の気軽に相談できる体制と、小学校就学時にその情報の引継ぎができる体制も合わせ持つと良いと思う。</p>	こども家庭課	<p>幼稚園等に通園していない子に関しては、毎年行われる国の調査において確認を行っております。その中で、支援が必要な子どもを把握した場合は、状況の把握と支援を行っております。</p> <p>なお、保育園等で、虐待が疑われる子どもを発見した場合は、こども家庭課又は児童相談所が通告の窓口となっているため、ご相談いただきたくお願い申し上げます。小学校就学時に支援を行っている場合は、状況を小学校にお伝えし、見守りを中心とする連携を依頼しております。</p>
11	<p>「機能の設置」ということで、どこまで即戦力を確保できるのか、齟齬なく庁内連携を図れるのか、イメージしにくいと感じる。</p>	こども家庭課	<p>「機能の設置」は、施設等のハードの設置ではないことを端的に示したものにいたします。庁内連携については、関係各課に丁寧な説明を行ってまいります。</p>
12	<p>児童福祉、特に妊産婦、産後の子育て期の支援が充実されるのは大変喜ばしいことである。支援を必要としている人はなかなか見えないのであるし、常に支援を必要としていると思われるので、少しでも拡充されることが子どもの福祉にもつながるものと考えます。ぜひ「待ちの姿勢」ではなく積極的に出ていく姿勢で支援をお願いできればと願うものである。</p>	こども家庭課	<p>支援拠点運営開始後は、関係機関との更なる緊密な連携を図りつつ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした支援を行ってまいります。また、心理担当支援員等の専門性を活用する事業の実施や、支援の中で抽出された課題に対応する事業の推進等を行ってまいります。</p>

No.	議題への意見・アドバイス	担当課	回答
13	<p>同拠点の整備によって支援内容の明確化と補助金等の確保につながると理解した。</p> <p>児童相談所があっても人員不足やその後の家庭や子どもへのフォローアップの体制は十分ではないと考える。令和4年度から子ども家庭総合支援拠点の設置は、まだ努力義務の中で市の積極的な姿勢の表れだとおおいに歓迎したい。今後は、児童相談所や警察署の機関との連携が一層求められることから、職員のスキルアップと職員同士の情報の共有、問題が起こったときの初動対応なども踏み込んだ業務が必要になってくると考える。設置に際して、以下のことについてお伺いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の子ども家庭課の支援事業費と子ども家庭総合支援拠点整備後の事業費は、どのぐらいの規模になるのか。補助金についても教えていただきたい。</li> <li>・4つの業務内容は、すでに実施している業務内容なのか。連携機関のイメージは図で理解したが、今までの業務内容と同支援拠点が整備されたときの業務内容には違いがあるのか。</li> <li>・現在と同拠点が設置されたときの職員体制について</li> <li>・現在、関わっている世帯数、児童数、相談員1人あたりの受け持つ件数</li> </ul>	<p>子ども家庭課</p>	<p>【事業費と補助金について】 子ども家庭総合支援拠点の事業費に当たるものは、子ども家庭課の予算事業の内、「家庭児童相談」と「児童福祉事務」の一部となる予定です。また、補助金については、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金において、会計年度任用職員の給与等の1/2を国から補助を受けることができる見込みでございます。</p> <p>【4つの業務内容について】 4つの業務内容については、すでに実施しているものでございます。全市区町村への設置を目標としている国は、専門職の配置による在宅支援の強化を図ることを目的の一つとしていわれると思われ。本市においては、新たに心理担当支援員の配置が必要となったことから、心理職を2名配置いたしました。今後は4つの業務内容を着実に実施しつつ、新たな専門性等を活かした事業等について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【職員体制について】 現在のところ、一部育児休暇取得中の職員がおりますが、子ども相談担当リーダー以下、10名の正職員と4名の会計年度任用職員が配置されております。職種としては社会福祉士5名、保健師2名、心理2名、事務職1名、家庭児童相談員4名でございます。一方、子ども家庭総合支援拠点の最低配置人員は、現在のところ、子ども家庭支援員 常時3名、心理担当支援員 常時1名、虐待対応専門員 常時4名となっております。子ども家庭総合支援拠点は令和4年4月運営開始予定のため、令和4年度の人員については見通しは立ちませんが、最低配置人員は確保できているものと考えております</p> <p>【現在の世帯数等】 川越市要保護児童対策地域協議会における支援対象件数は、令和4年2月1日現在で、222世帯、310人となっております。要保護児童対策地域協議会の事案を主に担当する職員は8人ございますので、平均すると職員一人あたり約28件となります。</p>



No.	議題への意見・アドバイス	担当課	回答
14	<p>子ども家庭総合支援拠点については、法に基づき、設置運営・整備・再確認することに異議はない。</p> <p>自分の無知により、市内で、どういった相談が、どのくらいあり、どういった結果になっているのかが把握できていない。</p> <p>川越市民として、市内では大きな問題になっていないことは、きちんと対応が来ているのか、ただ問題が表に出ていないだけなのか、わからない。</p> <p>目黒区での事件では、情報共有認識がしっかりなされなかった点、他の悲しい事件でもあるように、児童相談所職員、自治体職員等の権限が弱いため、深く突っ込めなかったために起きてしまった事件が思い起こされる。</p> <p>警察署との連携強化も含め、組織的に継続できる体制を確認し、悲しい事故が起きないように準備することが必要である。</p>	<p>子ども家庭課</p>	<p>全国の児童相談所の児童虐待対応件数が年々増加していることと同様に、川越市においても、年度により増減はあるものの、基本的には増加傾向でございます。</p> <p>支援拠点運営開始後は、関係機関との更なる緊密な連携を図りつつ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした支援を行ってまいります。</p>